

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

◆ 従業員の家族の人間ドック費用

Q：当社では、健康管理のため従業員に人間ドック検診を受けさせており、その費用は福利厚生費として処理しています。今年からは、社員の配偶者の検診費用も会社が負担しようと考えているのですが、この場合の税務上の取扱いを教えてください。

A：従業員の配偶者の検診費用は、従業員に対する給与として取り扱われます。

【解説】

使用者が福利厚生の一環として行う人間ドックの検診料を負担することとしても、検診の内容が健康管理のために一般的に実施されるものであり、全従業員又は一定の年齢以上の者すべてを対象としていることなど、一定の要件を満たしている場合には、福利厚生費として取り扱われますから、受診者に対して給与課税をしなくても差し支えありません。

しかし、使用者は、従業員に対して健康管理の義務を負っていますが、従業員の家族まではその義務はありません。また、使用者が従業員の配偶者を対象に人間ドックによる検診を受けさせ、その費用を負担することは、まだ一般的に行われているとはいえません。

このようなことから、ご質問のように従業員の配偶者の検診費用を負担する場合は、従業員に対する給与として課税する必要があると思われます。

